

前回部会における意見に対する 対応状況について

さいたま市立病院の体制整備の状況①

前回部会における議論①

- ・ 専用のICUと専用の病床を安定して運営できる体制が確保されているか。
- ・ 充実段階評価で求められる救急科専門医など専任医師が必要数確保されているか。

指定要綱 3 (1) ア

原則として、重症及び複数の診療科領域にわたるすべての重篤な救急患者を24時間体制で受け入れること。

指定要綱 3 (2) イ (ア) ②

救急医療の教育に関する適切な指導医のもとに、一定期間（3年程度）以上の臨床経験を有し、専門的な三次救急医療に精通しているとの客観的評価を受けている専任の医師を適当数有すること。（例：一般社団法人日本救急医学会認定医等）



医師確保の状況

	前回部会時	現在
救命救急センター専従医師	4名 (+1名見込み)	8名
うち 専門医	1名 (+1名見込み)	3名

○医師の採用

R1.12.1 専門医採用
R2. 6.1 専門医採用
R2. 7.1～ 専攻医採用

○院内での出向

外科系の医師3名を
救命救急センターの
専従に

+

看護師確保の状況

救命救急センター専従看護師	35名	42名
---------------	-----	-----

ICU（救命救急入院料2）2：1 配置
HCU（ハイケアユニット入院医療管理料1）4：1 配置

→ 救命救急センターに専従で勤務する医師を8名まで増員した。

→ 専門医を3名まで増員し、充実段階評価の是正項目となる人数（2人）を上回った。

さいたま市立病院の体制整備の状況②

前回部会における議論②

- 救命救急センターの責任者について、三次救急医療の専門的知識と技能を有し、高度な救急医療及び救急医学教育に精通した指導医又は指導医相当の医師が配置されているか。

指定要綱 3 (2) イ (ア) ①

救命救急センターの責任者は、重症及び複数の診療科領域にわたる重篤な救急患者に適切に対応できる三次救急医療の専門的知識と技能を有し、高度な救急医療及び救急医学教育に精通した医師であるとの客観的評価を受けている専任の医師とすること。（例：一般社団法人日本救急医学会指導医等）



指導医の要件（日本救急医学会指導医制度規則（抜粋））

	要件	充足状況	備考
1	専門医であること。	○	
2	指導医指定施設またはこれに準じる診療施設に通算10年以上勤務し、救急医療に従事した者であること。	○	通算11年3ヶ月の勤務歴あり
3	申請時において継続して10年以上本学会の会員で、救急医学会に関する診察・教育・研究活動を行っている者であること。	○	延べ15本の学会発表を実施
4	申請時において、救急医療に専従していること。	○	
5	日本救急医学会雑誌又はAcute Medicine & Surgeryに論文を発表していること。	△	11月末に論文提出予定

→ 指導医資格は未取得であるが、要件のうち勤務経験等は満たしており、論文についても準備が進んでいる。